

ノンフリート等級別料率制度改定のご案内 —平成25年（2013年）5月1日実施—

イーデザイン損害保険株式会社は、平成25年5月1日から、事故有契約者と無事故契約者のご契約者間の公平性を高めるためにノンフリート等級別料率制度の改定を実施します。

改定内容と改定の実施時期は次のとおりとなります。（改定内容の詳細は下記 **1**事故の種類の変更、**2**等級別係数の改定・事故有係数適用期間の設定 をご覧ください。）

(保険開始日)		平成25年5月1日	平成26年5月1日	平成27年5月1日
1	事故の種類	現行制度	新制度	新制度
			新制度の「事故の種類」に基づいて次契約の等級別係数が決定されます。	
2	等級別係数	現行制度	現行制度	新制度
	事故有係数適用期間	なし	原則0年*	0～6年

*満期日が平成26年5月1日以降の長期契約に事故があり、そのご契約を平成25年5月1日以降に解約し新たにご契約される場合や、保険開始日が平成25年5月1日以降の短期契約に事故があり、そのご契約を更新される場合などは「1～6年」となることがあります。

1 事故の種類の変更 —「等級すえおき事故」の廃止—

保険開始日が平成25年5月1日以降のご契約から、「等級すえおき事故」を廃止し、これに該当する事故を「1等級ダウン事故」として取り扱います。また、従来の「等級カウント事故」を「3等級ダウン事故」に名称変更します。なお、「ノーカウント事故」は変更ありません。

現行制度 (保険開始日が平成25年4月30日以前のご契約)		新制度 (保険開始日が平成25年5月1日以降のご契約)	
事故の種類	次契約に適用される等級	事故の種類	次契約に適用される等級
ノーカウント事故	現在の等級に「1」を加えた等級 (事故件数に数えない)	ノーカウント事故	現在の等級に「1」を加えた等級 (事故件数に数えない)
等級すえおき事故	現在の等級と同じ等級	1等級ダウン事故	現在の等級から事故1件につき 「1」を引いた等級
等級カウント事故	現在の等級から事故1件につき 「3」を引いた等級	3等級ダウン事故	現在の等級から事故1件につき 「3」を引いた等級

※該当する事故の内容については、「自動車保険のしおり・約款」をご覧ください。

2 等級別係数の改定・事故有係数適用期間の設定

保険開始日が平成26年5月1日以降のご契約から、等級別係数は「無事故係数」と「事故有係数」に区分され、同一等級では「事故有係数」のほうが「無事故係数」に比べて保険料が高くなります。

また、「事故有係数」を適用する期間を「事故有係数適用期間」といい、事故の種類・件数に応じて設定されます。

現行制度 (保険開始日が平成26年4月30日以前のご契約)		新制度 (保険開始日が平成26年5月1日以降のご契約)	
適用される等級別係数		適用される等級別係数	
事故の有無にかかわらず、同一等級では同じ等級別係数が適用されます*。		無事故係数 :	事故有係数適用期間が「0年」の場合
		事故有係数 :	事故有係数適用期間が「1～6年」の場合

*ただし、ノンフリート等級別料率制度とは別に、前契約の事故件数による割増引があります。

●事故有係数適用期間

ご契約の区分	保険開始日	事故有係数適用期間
新規のご契約	平成25年5月1日以降	0年
更新のご契約	平成25年5月1日以降 平成26年4月30日以前	原則0年*
	平成26年5月1日以降	0～6年 ⇒下記<事故有係数適用期間の計算式の例>をご覧ください。

*満期日が平成26年5月1日以降の長期契約に事故があり、そのご契約を平成25年5月1日以降に解約し新たにご契約される場合や、保険開始日が平成25年5月1日以降の短期契約に事故があり、そのご契約を更新される場合などは「1～6年」となることがあります。

<事故有係数適用期間の計算式の例> (前契約の保険期間が1年の場合)

前契約の事故有係数適用期間が「0年」の場合

$$\text{事故有係数適用期間} = \left(\text{前契約の「3等級ダウン事故」の件数} \times \text{「3年」} \right) + \left(\text{前契約の「1等級ダウン事故」の件数} \times \text{「1年」} \right)$$

前契約の事故有係数適用期間が「1～6年」の場合

$$\text{事故有係数適用期間} = \left(\text{前契約の事故有係数適用期間} - \text{「1年」} \right) + \left(\text{前契約の「3等級ダウン事故」の件数} \times \text{「3年」} \right) + \left(\text{前契約の「1等級ダウン事故」の件数} \times \text{「1年」} \right)$$

●適用する等級別係数・事故有係数適用期間の例 (保険期間1年のご契約を更新してご契約される場合)

<例1> 現契約の保険開始日が平成25年5月1日・20等級・事故有係数適用期間「0年」で、「3等級ダウン事故」(🔥)が1件発生した場合

	現契約	1年後	2年後	3年後	4年後
適用する無事故係数	20等級*				20等級
適用する事故有係数		17等級	18等級	19等級	
事故有係数適用期間	0年	3年	2年	1年	0年

↑..... (3等級ダウン事故件数:1件×「3年」)+(1等級ダウン事故件数:0件×「1年」)

<例2> 現契約の保険開始日が平成25年5月1日・20等級・事故有係数適用期間「0年」で、「3等級ダウン事故」(🔥)が1件、翌年も「3等級ダウン事故」(🔥)が1件発生した場合

	現契約	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	6年後	7年後
適用する無事故係数	20等級*							19等級
適用する事故有係数		17等級	14等級	15等級	16等級	17等級	18等級	
事故有係数適用期間	0年	3年	5年	4年	3年	2年	1年	0年

↑..... (前契約の事故有係数適用期間:「3年」-「1年」)+(3等級ダウン事故件数:1件×「3年」)+(1等級ダウン事故件数:0件×「1年」)

*保険開始日が平成26年4月30日以前のご契約の場合、同一等級では同じ等級別係数が適用されます。

3 告知事項・通知事項の追加・変更について

制度改定に伴い、保険開始日が平成25年5月1日以降のご契約から、以下のとおり告知事項・通知事項を追加・削除します。

○前契約がある場合の告知事項として、前契約の「保険開始日」、「解約・解除された場合の本来の満期日(解約・解除前の満期日)」および「事故有係数適用期間」を追加し、「保険期間」を削除します。

○前契約がある場合の通知事項として、前契約の「事故有係数適用期間」を追加します。

この資料はノンフリート等級別料率制度改定の概要をご説明したものです。前契約の保険期間が1年以外の場合など、お取り扱いが異なる場合があります。

イーデザイン損害保険株式会社

東京都新宿区西新宿3-20-2 〒163-1413

http://www.edsp.co.jp

2013年1月作成

AA80848-110-0-1301